

生活保護法による介護扶助について ～生活保護法指定介護機関のしおり～

愛知県福祉局福祉部地域福祉課

1. はじめに

平素より生活保護行政の推進にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

介護事業者の皆さまに制度の趣旨や介護扶助に関する事務取扱等に対する理解を深めていただき、生活保護法による介護の給付の更なる適正実施を図るため、簡単ですが制度の概要をまとめましたので、今後の業務の参考にしていただきますようお願いいたします。

2. 介護扶助とは

介護扶助とは、介護または支援が必要な被保護者（生活保護受給者）に対して、原則として介護保険の給付対象となる介護サービスと同等のものを、生活保護法により指定された介護機関から介護や用具の貸与など直接の行為や物により提供するものです。

3. 介護扶助と介護保険の適用関係について

要件	要介護又は要支援の状態にある被保護者		
	40才以上65才未満		65才以上
	医療保険未加入者で 特定疾病該当者	医療保険加入者で 特定疾病該当者	
介護保険の 適用	介護保険被保険者とならない	介護保険被保険者となる	
		第2号被保険者	第1号被保険者
要介護認定	生活保護法による要介護認定	介護保険法による要介護認定	
ケアプラン	生活保護法の指定介護機関に 作成を委託	介護保険法に基づき作成	
		支給限度額以内のケアプランに限る	
給付割合	※生活保護法の指定介護機関からの介護サービスに限る		
	介護扶助10割	介護保険9割・介護扶助1割	
障害者施策 関係	障害者手帳等を持っている場合は、 障害者施策が介護扶助に優先する。	介護保険・介護扶助優先。ただし、一部サービスでは自立支 援医療（更生医療）が介護扶助に優先する。	

※介護扶助には介護保険の取扱いと異なるものがあります。

4. 生活保護法指定介護機関の義務について

- （1） 指定介護機関は、指定介護機関介護担当規程に従い、懇切丁寧に被保護者の介護を担当しなければなりません。（生活保護法第50条第1項を準用）
- （2） 指定介護機関は、被保護者の介護について、県知事の行う指導に従わなければなりません。（生活保護法第50条第2項を準用）
- （3） 指定介護機関が、生活保護法第51条第2項各号のいずれかに該当するときは、生活保護法の指定を取り消し、あるいは停止することがあります。（生活保護法第51条第2項を準用）
- （4） 県知事は、介護扶助に関して必要があると認めるときは、指定介護機関の管理者等に対して、必要と認める事項の報告若しくは介護記録、帳簿書類その他の物件の提出等を命じ、指定介護機関の管理者等に出頭を求め、又は県職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定介護機関について実地にその設備若しくは介護記録、帳簿書類その他の物件を検査させることができます。（生活保護法第54条第1項を準用）

※平成26年7月1日以降に介護保険法による指定又は開設許可を受けた介護機関は、指定を不要とする届け出がない限り、生活保護法による指定を受けたものとみなされます。また、令和8年4月1日より、介護保険法施行規則に規定する変更又は廃止・休止・再開の届出等があったときに、当該届出事由に相当する生活保護法（生活保護法施行規則）に基づく届出があったものとみなされますので、別途生活保護に関する手続きは不要となります。

人権問題の正しい理解のために ～人権への配慮～

1 人権とは

人権とは、誰もが生まれながらにして持っている、人間が人間らしく生きていくための、誰からも侵されることのない権利です。日本国憲法は、国民の基本的な人権として、自由に生きるための権利（自由権）、人種、信条、性別、社会的身分、門地などによって差別されない平等の権利（法の下での平等）、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利（生存権、教育を受ける権利、労働三権）などを定めています。

愛知県では「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」等に基づき、市町村や民間団体と一体となって、人権に関する教育・啓発活動を推進してきました。

しかしながら、今もなお、様々な人権課題が存在するとともに、インターネットの普及を始めとする情報化の進展により、人権に関する問題は複雑化、多様化しています。

こうした状況を踏まえ、新たに「愛知県人権尊重の社会づくり条例」（2022年4月から施行）を制定し、2024年3月に「あいち人権推進プラン」を策定しました。

今後は、当該条例及びプランに基づき、人権教育・啓発を始めとした人権施策を総合的かつ計画的に推進し、あらゆる人権に関する課題の解消を図るとともに、全ての人の人権が尊重される社会の実現に向けて取り組みます。

2 人権の重要課題

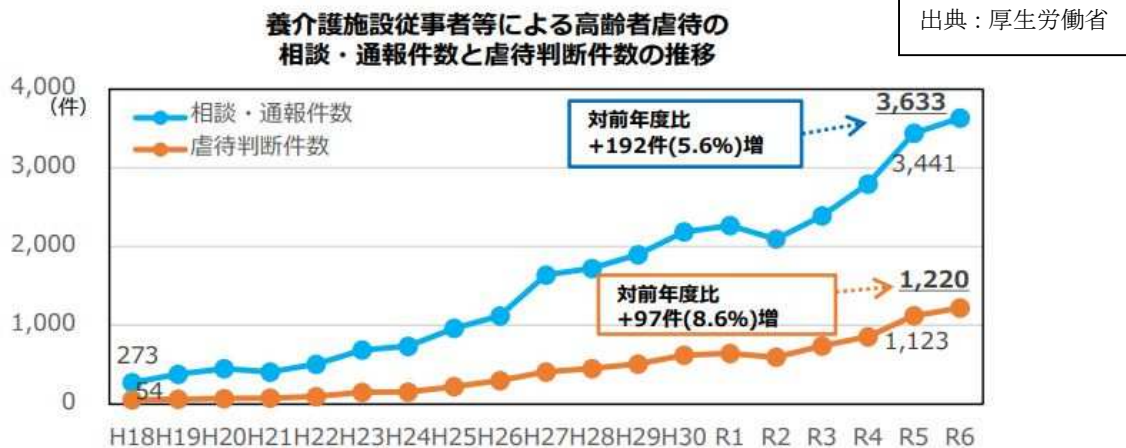
- (1) **インターネットによる人権侵害**：教育・啓発活動の推進、安全なインターネット環境の普及促進など
- (2) **外国人**：多文化共生への理解促進、暮らしを支える体制の強化など
- (3) **部落差別**：部落差別に対する理解の促進、学校教育での取組の推進など
- (4) **性的少数者**：企業等事務所の取組の推進、県の事務事業における配慮など
- (5) **子ども**：いじめ対策等の推進、児童虐待防止の推進など
- (6) **女性**：男女共同参画の理解の促進、就業環境の整備・女性への就業支援など
- (7) **高齢者**：自立促進と社会参加活動の推進、高齢者虐待防止の推進など
- (8) **障害者**：障害者差別解消の推進、障害者虐待防止の推進など
- (9) **感染症患者等**：ハンセン病、エイズ、肝炎に対する差別や偏見の解消など
- (10) **犯罪被害者等**：犯罪被害者等に対する理解の促進など

- (11) ホームレス：ホームレスに対する理解の促進、自立支援の推進など
- (12) 様々な人権をめぐる対応：アイヌの人々、刑を終えて出所した人、婚外子、
拉致問題、男性への性暴力、ハラスメント、災
害に伴う人権問題への教育・啓発など

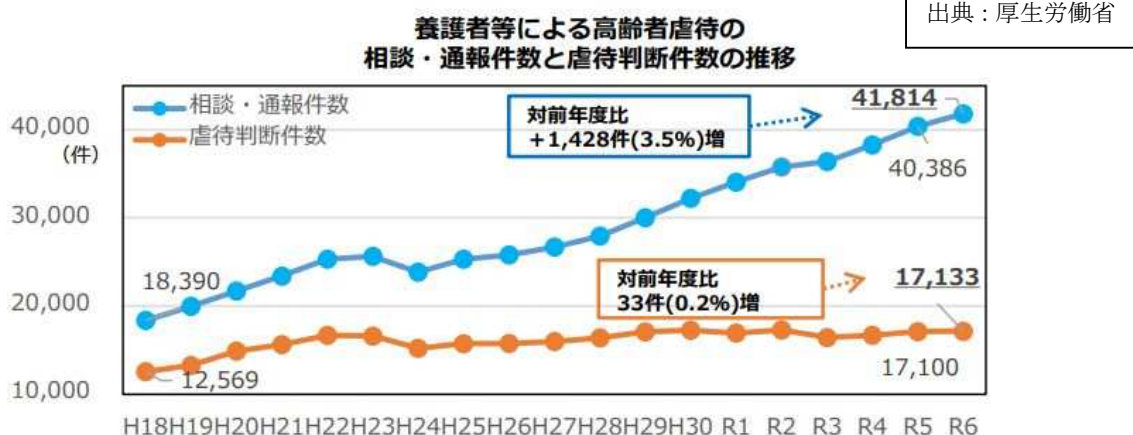
3 高齢者の人権

養介護施設等においても、施設の管理者と職員、施設の職員と入所者、入所者と養護者、入所者と入所者など、様々な関係の中で起きる人権問題に対する理解を深め、人権への配慮が必要です。

(1) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移



(2) 養護者による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移



4 部落差別

(1) 部落差別とは

私たちは、生まれながらにして自由・平等であり、幸せで健康に生きる権利を持っています。こうした願いや権利は基本的人権といわれ、憲法でも保障されており、不当に侵してはならないものです。

しかし、日常生活の中で、古くからの因習や世間体にとらわれたものの見方に影響され、時に誤った判断をして、知らず知らずのうちに、人権を侵し、人の幸せを踏みにじっていることもないとはいえません。

とりわけ、わが国の人権にかかわる重大な社会問題に部落差別があります。部落差別とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、今でも「被差別部落」などと呼ばれる地域の出身であることを理由に、結婚・就職等において差別されることがあるという日本固有の人権問題です。

(2) 差別解消のために

国はこの問題を解決するために、特別措置法を定め、地方公共団体とともにさまざまな事業を進めてきました。その結果、道路や住宅など生活環境の改善は進みましたが、いまだに差別意識は根強く残るとともに、インターネットなど情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じています。

こうした中、平成28年12月16日に、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行されました。人権問題を解消するためには、全ての人々が人権について正しい認識を持ち、粘り強く取り組んでいくことが必要です。

部落差別の根本的な解決に向けて、私たちは因習を無批判に受け入れるのではなく、冷静に客観的な目でとらえ、自分の周囲から差別と偏見をなくしていくように努力することが大切です。

人は誰も生まれるときに、出生地・家柄・性別などを自分で選ぶことはできません。個人の責任でないことで差別するようなことがあってはならないのです。

5 あいち人権センターをご活用ください

あいち人権センターでは、人権啓発DVDの貸出、人権啓発パンフレットの配布、人権研修への講師派遣などを行っています。貸出DVDの一覧は人権推進課のホームページで紹介しています。

さらに、相談の中で法的な解釈や助言が必要であると考えられる場合は、弁護士による法律相談も実施しています。

月曜日～金曜日（祝日及び年末年始除く）
受付時間：9:00～17:00（相談は 16:30 まで）

[illegible]

開館時間 9:00～17:15

休 館 日 土・日・祝日
12月29日～1月3日

利用内容 図書、DVD、ビデオの貸出
パンフレットの配布
啓発パネルの展示
人権相談 など

人権推進課のホームページ : <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinken/>

愛知県障害者差別解消推進条例について

愛知県障害者差別解消推進条例の概要

この条例は、平成 28 年 4 月施行の障害者差別解消法の趣旨を広く県民の皆様に周知し、県民各層の差別の解消推進への気運を高め、県民一体となって、障害を理由とする差別の解消の推進を図ることを目的として基本理念を定め、その下に、県、県民、事業者の責務を明らかにしています。
(平成 27 年 12 月 18 日制定、平成 28 年 4 月 1 日全面施行)

1 基本理念

- 全ての障害のある方が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること
- 全ての障害のある方が、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- 障害を理由とする差別の多くが障害のある方に対する理解の不足から生じていること及び誰もが心身の機能の障害により、日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態になる可能性があることを踏まえ、全ての県民が、障害についての知識及び理解を深める必要があること
- 県、県民、事業者及び市町村その他関係機関が、各々の役割を果たすとともに、社会全体で取り組むこと

2 各主体の責務

- 県 の 責 務 障害を理由とする差別の解消の推進に関する必要な施策の策定・実施
国及び市町村との連携、協力
- 県 民 の 責 務 障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めること
県の施策に協力するよう努めること
- 事業者の責務 障害を理由とする差別の解消のために必要な措置を講ずるよう努めること
県の施策に協力するよう努めること
主務大臣が定める対応指針に即した適切な対応に努めること

3 差別の禁止

不当な差別的 取扱い	障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりすること ⇒行政機関及び民間事業者において禁止
合理的配慮の 提供	障害のある方から配慮を求められた場合に、負担になり過ぎない範囲で、必要かつ適当な現状の変更又は調整を行うこと ⇒行政機関及び民間事業者において義務

4 県の取組

- ① 相談及び紛争の防止等のための体制の整備
- ② 障害者差別解消支援地域協議会の設置
- ③ 啓発活動
- ④ 助言、あっせん又は指導等
- ⑤ 職員対応要領の制定

愛知県パーキング・パーミット制度について

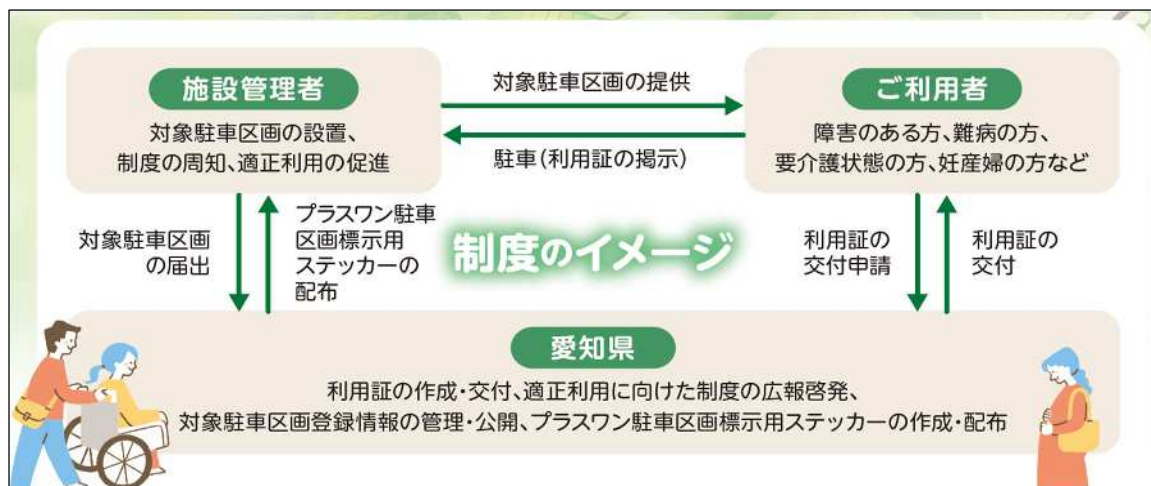
愛知県では、障害者等専用駐車区画の適正利用を推進するため、「愛知県パーキング・パーミット制度」を2026年6月1日（月）から開始しています。

1 制度概要

（１）目的

歩行が困難であると認められる方に対して利用証を交付することで、障害者等専用駐車区画における対象者の明確化と不適正利用を抑制し、適正利用を図る。

※本県と既に制度を導入している44府県との間で、居住地以外の障害者等専用駐車区画を相互に利用することが可能。



（２）利用対象者

利用対象者	利用証の有効期限
身体障害者	無期限
知的障害者	
精神障害者	
難病患者	
要介護者	
妊産婦	母子手帳取得時から子が 単胎児は満2歳 多胎児は満3歳に達する日まで
けが人	必要と認める期間 (原則1年以内)



(3) 対象駐車区画

①障害者等用駐車区画

バリアフリー法等に基づき設置している幅 3.5m 以上の区画

②プラスワン駐車区画

施設の出入口近くなどに任意に設置していただく通常幅の区画

※愛知県では、上記①・②を総称し「障害者等用専用駐車区画」と呼称している。



(4) 利用証申請・対象駐車区画届出方法

郵送（送付先：愛知県パーキング・パーミット制度事務局）又は電子（あいち電子申請・届出システム）にて受付

○県 web ページにて普及啓発動画も公開。

URL: <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/aichi-parkingpermit.html>



ヘルプマークの普及促進について

1 ヘルプマークとは

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、又は妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい方々が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が平成 24 年 10 月に作成したマークです。愛知県では平成 30 年度から導入しています。

2 事業の目的

ヘルプマークの存在を多くの人に知ってもらい、ヘルプマークを身に着けた方が日常生活や災害時において様々な援助を受けやすくなるようにするための啓発活動に努めています。

3 配布について

各市町村障害福祉担当課、県保健所等で配布しています。口頭での申し出により、御希望の方に無償でお渡ししています。障害者手帳、身分証明書の提示や申請書等の提出は不要です（ただし、一部の市町村では任意で申請書等の提出を求める場合があります。）。

4 ヘルプマークを身に着けた方を見かけたら

- ・電車・バスの中で席をお譲りください。
- ・困っているようであれば、駅や商業施設などで声をかけるなどの配慮をお願いします。
- ・災害時は安全に避難するための支援をお願いします。



水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

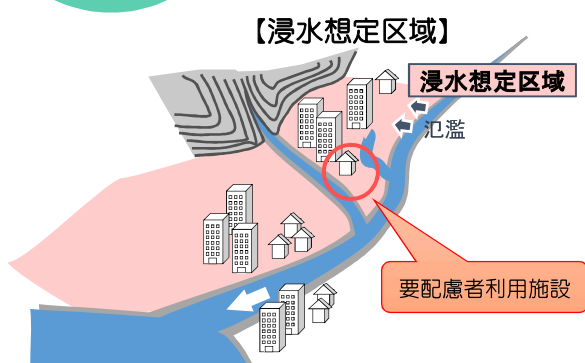
※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

『水防法』及び『土砂災害防止法』の改正により、要配慮者利用施設の避難の実効性確保のため、避難訓練の報告が義務づけられるとともに、避難確保計画や避難訓練に対して市町村長が助言・勧告できる制度が創設されました。（令和3年7月16日改正法施行）

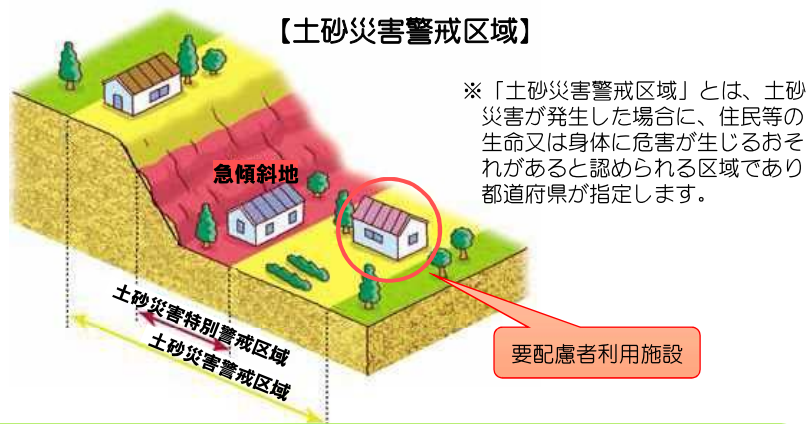
ポイント！

要配慮者利用施設の避難の実効性を確保するためのポイント【改正事項】

- ①避難確保計画の作成
- ②避難訓練の実施に加えて、**市町村長への報告の義務化**
- ③**避難確保計画・避難訓練に対する市町村長の助言・勧告**の制度化



※「浸水想定区域」とは、洪水・雨水出水・高潮により浸水が想定される区域であり、国または都道府県が指定します。



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり都道府県が指定します。

要配慮者利用施設

とは…

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

（社会福祉施設）

- ・老人福祉施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設

- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子・父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター 等

（学校）

- ・幼稚園
- ・義務教育学校
- ・特別支援学校
- ・小学校
- ・高等学校
- ・高等専門学校
- ・中学校
- ・中等教育学校
- ・専修学校（高等課程を置くもの） 等

（医療施設）

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 等

※ 義務付けの対象となるのは、これら浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設のうち（津波は、津波災害警戒区域内にある施設のうち）、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

1

避難確保計画の作成

※「避難確保計画の作成・活用の手引き」を国土交通省のホームページに掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがあるとき、**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画です。
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、施設利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

2

避難訓練の実施・防災教育の実施



- 作成した**避難確保計画に基づいて避難訓練を実施**することが義務づけられています。（原則として年1回以上実施しましょう）
- 避難訓練は、立ち退き避難や屋内安全確保を行う訓練のほかに、図面上でシミュレーションを行う訓練なども選択できます。施設利用者の負担も考慮し、回数や内容を工夫してください。
- 職員のほか、避難の協力者となっている消防団や近隣の企業、地域住民、利用者の家族なども**参加してもらうようにしましょう**。
- **訓練後は振り返りを行い、避難確保計画の見直し**を行きましょう。
- **施設職員への防災教育のためには、市町村の研修会への参加、先進的な取組を実施している施設への見学等**の方法もあります。



避難体制のより一層の強化のためには、避難確保計画を作成し、毎年、避難訓練等を通じて内容を見直すことが重要です。

3

適切な助言・勧告を得るための報告



- 避難確保計画を作成・変更したときや、訓練を実施したときは、遅滞なく、**市町村長へ報告**する必要があります。
- 避難確保計画や避難訓練に関して**市町村から必要な助言・勧告**を受けることができますので、**適切な助言等**が得られるよう、報告の際には国土交通省の**チェックリスト※**等を添付して市町村に報告しましょう。

※チェックリストは、国土交通省のホームページに掲載しています。

問い合わせ等

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること
施設の所在する市町村へお問い合わせください。

法律に関すること

水防法関係

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL：03-5253-8111（代表）

避難確保計画の作成・活用の手引き、チェックリスト等

国土交通省ホームページ 要配慮者利用施設の浸水対策



<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>



水防法改正に伴う中小河川の洪水浸水想定区域の追加について

○洪水浸水想定区域とは

水防法の第14条に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、**想定し得る最大規模の降雨（L2）により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域**を指定するものであり、浸水した場合に想定される水深等と併せ、洪水浸水想定区域図として公表します。

○令和2年度まで

愛知県では、**洪水予報河川と水位周知河川**の指定区間について、「想定し得る最大規模による洪水」により洪水浸水想定区域を指定・公表していました。

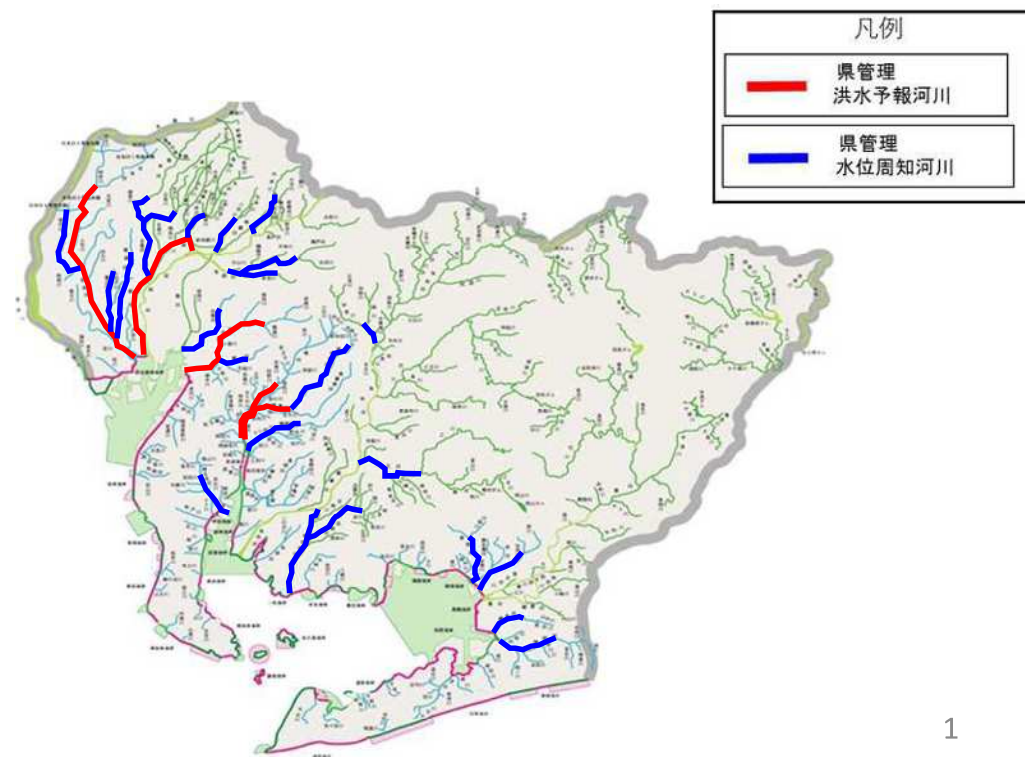
【指定済み】洪水予報河川・水位周知河川

【洪水予報河川】5河川

- | | | | |
|-----------|----|-----------|-----|
| 一級河川庄内川水系 | 新川 | 二級河川日光川水系 | 日光川 |
| | | 二級河川天白川水系 | 天白川 |
| | | 二級河川境川水系 | 境川 |
| | | 二級河川境川水系 | 逢妻川 |

【水位周知河川】23河川

- | | | | |
|-----------|------|------------|------|
| 一級河川庄内川水系 | 五条川 | 二級河川日光川水系 | 蟹江川 |
| 一級河川庄内川水系 | 大山川 | 二級河川日光川水系 | 福田川 |
| 一級河川庄内川水系 | 青木川 | 二級河川日光川水系 | 領内川 |
| 一級河川庄内川水系 | 矢田川 | 二級河川天白川水系 | 扇川 |
| 一級河川庄内川水系 | 香流川 | 二級河川阿久比川水系 | 阿久比川 |
| 一級河川庄内川水系 | 内津川 | 二級河川境川水系 | 逢妻女川 |
| 一級河川庄内川水系 | 八田川 | 二級河川猿渡川水系 | 猿渡川 |
| 一級河川矢作川水系 | 矢作古川 | 二級河川柳生川水系 | 柳生川 |
| 一級河川矢作川水系 | 広田川 | 二級河川音羽川水系 | 音羽川 |
| 一級河川矢作川水系 | 乙川 | 二級河川梅田川水系 | 梅田川 |
| 一級河川矢作川水系 | 籠川 | 二級河川山崎川水系 | 山崎川 |
| | | 二級河川佐奈川水系 | 佐奈川 |



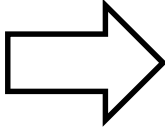
水防法改正に伴う中小河川の洪水浸水想定区域の追加について

○令和3年度の水防法改正

水害が激甚化、頻発化する中で、中小河川の水害リスクが未周知の場合、安全な地域との誤解を生む可能性が得ある事から、水害リスク情報の空白地をなくすため、**洪水浸水想定区域の指定対象河川が拡大**されました。

改正前（28河川）

- ①洪水予報河川
- ②水位周知河川



改正後（297河川）

- ①洪水予報河川
- ②水位周知河川
- ③洪水による災害の発生を警戒すべき河川※

※洪水による災害の発生を警戒すべき河川の基準（水防法施行規則第一条の二）

当該河川の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設、その他の洪水時に避難を行うことが想定されるものが居住もしくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の洪水時における避難の用に供する施設が存し、かつ当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における洪水の発生の恐れに関する雨量、当該河川の水位その他の情報を入手することができること。

○洪水浸水想定区域の指定に伴う責務

市町村	○洪水に関する情報（水位、雨量情報など）の伝達や避難場所や避難経路、要配慮者利用施設の名称及び所在地等に関する事項の地域防災計画への記載 ○要配慮者利用施設の避難確保計画及び避難訓練への助言・勧告 ○ハザードマップの作成（更新）
要配慮者利用施設の 管理者等	○避難確保計画の作成や避難訓練の実施 ○避難訓練結果の市町村への報告
不動産関係者	○重要事項説明の対象となるハザードマップ対象エリアの拡大

水防法改正に伴う中小河川の洪水浸水想定区域の追加について

愛知県の指定河川

県内の全対象河川の洪水浸水想定区域を令和6年度に指定しました。



県内全54市町村に
洪水浸水想定区域が
拡大しました。



県内全54市町村に
指定に伴う責務が発生

- 令和6年度に
新たに指定した河川
(269河川)
- 令和2年度までに
指定済みの県管理河川
(28河川)
- 洪水浸水想定区域を
指定済みの直轄管理河川

※1河川（矢作川水系平林境川）のみ指定対象外

洪水浸水想定区域の確認方法 1

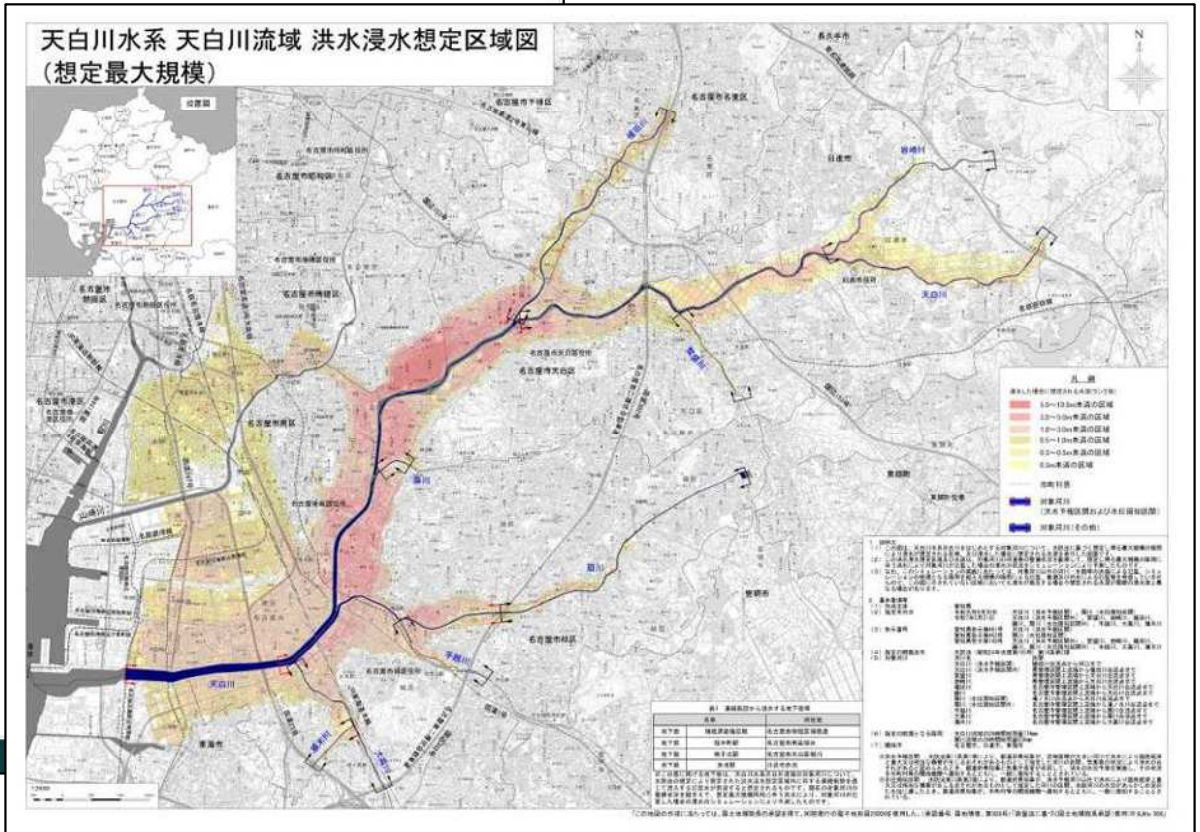
愛知県河川課ウェブページ「愛知県 洪水浸水想定区域図」

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/shinsuisotei-03.html>)

河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川
二級河川	二級河川	二級河川	二級河川	二級河川	二級河川	二級河川	二級河川	二級河川	二級河川
信濃川水系	信濃川水系	信濃川水系	信濃川水系	信濃川水系	信濃川水系	信濃川水系	信濃川水系	信濃川水系	信濃川水系
信濃川流域	信濃川流域	信濃川流域	信濃川流域	信濃川流域	信濃川流域	信濃川流域	信濃川流域	信濃川流域	信濃川流域
70	71	72	73	74	75	76	77	78	79
令和6年11月12日	令和6年11月12日	令和7年3月21日	令和7年3月21日	令和7年3月21日	令和7年3月21日	令和7年3月21日	令和7年3月21日	令和7年3月21日	令和7年3月21日
(1) 想定最大規模 (2) 浸水継続時間 (3) 計画規模 (4) 家屋倒壊等氾濫想定 区域(河岸侵食) ※(5)の区域はありませんでした。	(1) 想定最大規模 (2) 浸水継続時間 (3) 計画規模 (4) 家屋倒壊等氾濫想定 区域(河岸侵食) ※(5)の区域はありませんでした。	(1) 想定最大規模 (2) 浸水継続時間 (3) 計画規模 (4) 家屋倒壊等氾濫想定 区域(河岸侵食) (5) 家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫域)	(1) 想定最大規模 (2) 浸水継続時間 (3) 計画規模 (4) 家屋倒壊等氾濫想定 区域(河岸侵食) ※(5)の区域はありませんでした。	(1) 想定最大規模 (2) 浸水継続時間 (3) 計画規模 (4) 家屋倒壊等氾濫想定 区域(河岸侵食) ※(5)の区域はありませんでした。	(1) 想定最大規模 (2) 浸水継続時間 (3) 計画規模 (4) 家屋倒壊等氾濫想定 区域(河岸侵食) ※(5)の区域はありませんでした。	(1) 想定最大規模 (2) 浸水継続時間 (3) 計画規模 (4) 家屋倒壊等氾濫想定 区域(河岸侵食) ※(5)の区域はありませんでした。	(1) 想定最大規模 (2) 浸水継続時間 (3) 計画規模 (4) 家屋倒壊等氾濫想定 区域(河岸侵食) ※(5)の区域はありませんでした。	(1) 想定最大規模 (2) 浸水継続時間 (3) 計画規模 (4) 家屋倒壊等氾濫想定 区域(河岸侵食) ※(5)の区域はありませんでした。	(1) 想定最大規模 (2) 浸水継続時間 (3) 計画規模 (4) 家屋倒壊等氾濫想定 区域(河岸侵食) ※(5)の区域はありませんでした。
2	3	9	1	2	3	4	5	6	7
信濃川、横須賀新川	大田川、渡内川、中川	天白川、岩崎川、繁盛川、環川、大高川、瀬木川、手越川、藤川、植田川	山崎川	信濃川、横須賀新川	大田川、渡内川、中川	天白川、岩崎川、繁盛川、環川、大高川、瀬木川、手越川、藤川、植田川	山崎川	信濃川、横須賀新川	大田川、渡内川、中川
(知多) 東海市、 知多市	(知多) 東海市	(知多) 名古屋市、日進市 (知多) 東海市	(尾張) 名古屋市	(知多) 東海市、 知多市	(知多) 東海市	(知多) 名古屋市、日進市 (知多) 東海市	(尾張) 名古屋市	(知多) 東海市、 知多市	(知多) 東海市、 知多市

(1) 想定最大規模 (L2)

想定し得る最大規模の降雨により浸水することが想定される区域及び水深を表示したもの。



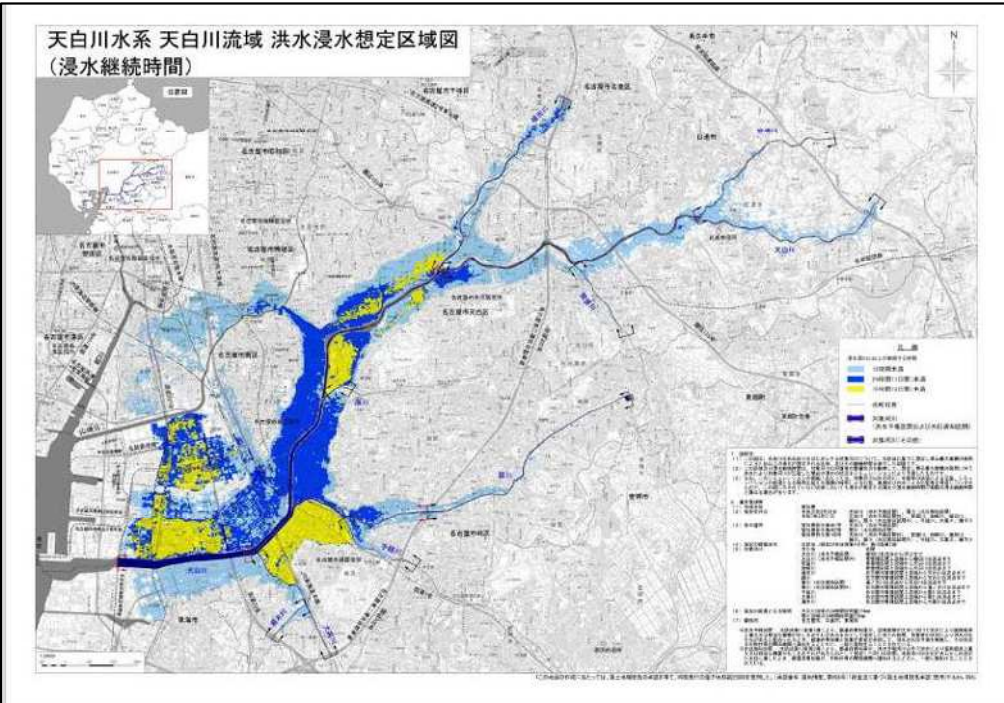
洪水浸水想定区域の確認方法 1

愛知県河川課ウェブページ「愛知県 洪水浸水想定区域図」

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/shinsuisotei-03.html>)

(2)浸水継続時間

想定し得る最大規模の降雨により0.5m以上の浸水が想定される区域、及びその継続時間を表示したもの。



(3)計画規模 (L1)

計画規模の降雨(※)により浸水が想定される区域、及び浸水した場合の水深を表示したもの。

(※)「計画規模」は河川毎に異なります。説明文をご確認ください。

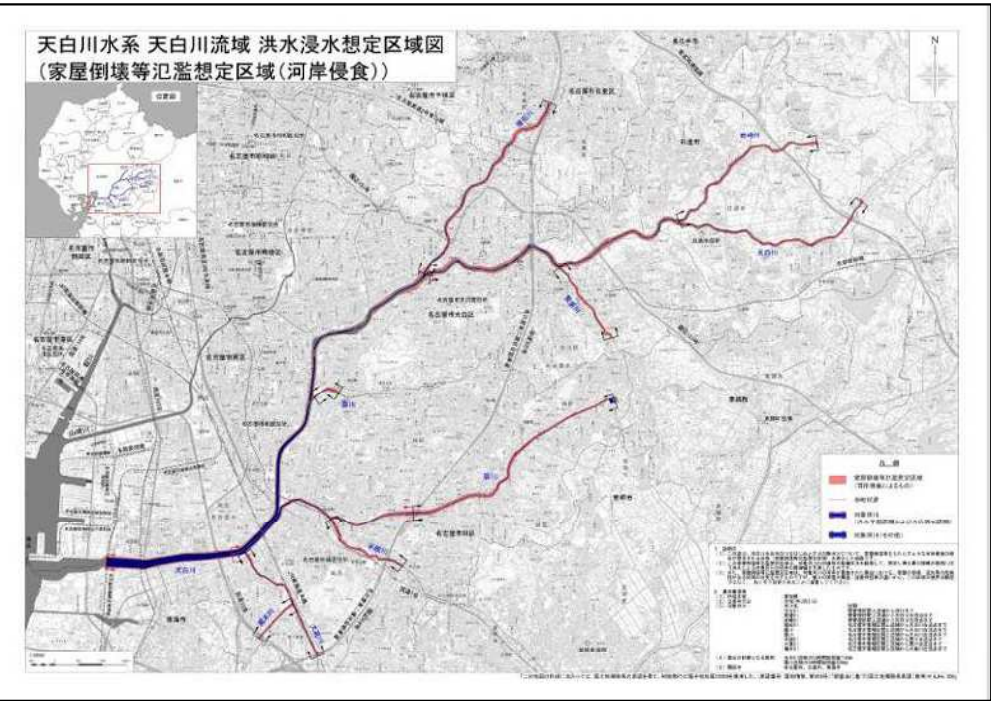


洪水浸水想定区域の確認方法 1

愛知県河川課ウェブページ「愛知県 洪水浸水想定区域図」
(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/shinsuisotei-03.html>)

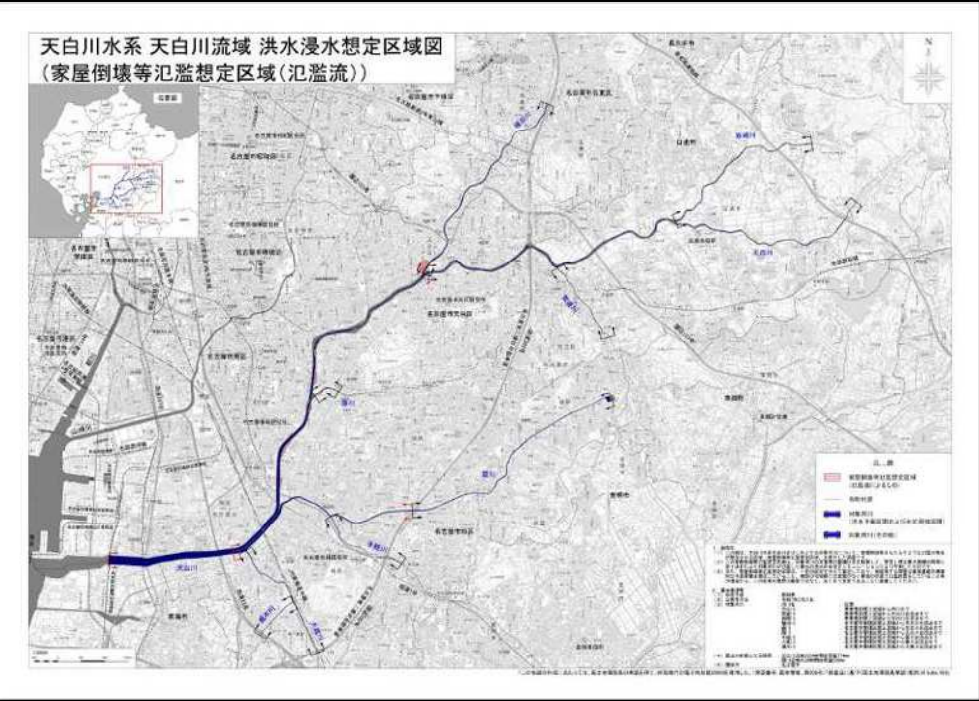
(4)家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)

想定し得る最大規模の降雨により、**家屋倒壊等をもたらすような河岸侵食の発生が想定される区域**を表示したもの。



(5)家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)

想定し得る最大規模の降雨により、**家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域**を表示したもの。



洪水浸水想定区域の確認方法 2

マップあいち「水害情報マップ」 <https://maps.pref.aichi.jp/map/view/map.jsp?mid=20692>

★流域ごとの「想定最大規模(L2)」と「計画規模(L1)」の情報が確認できます

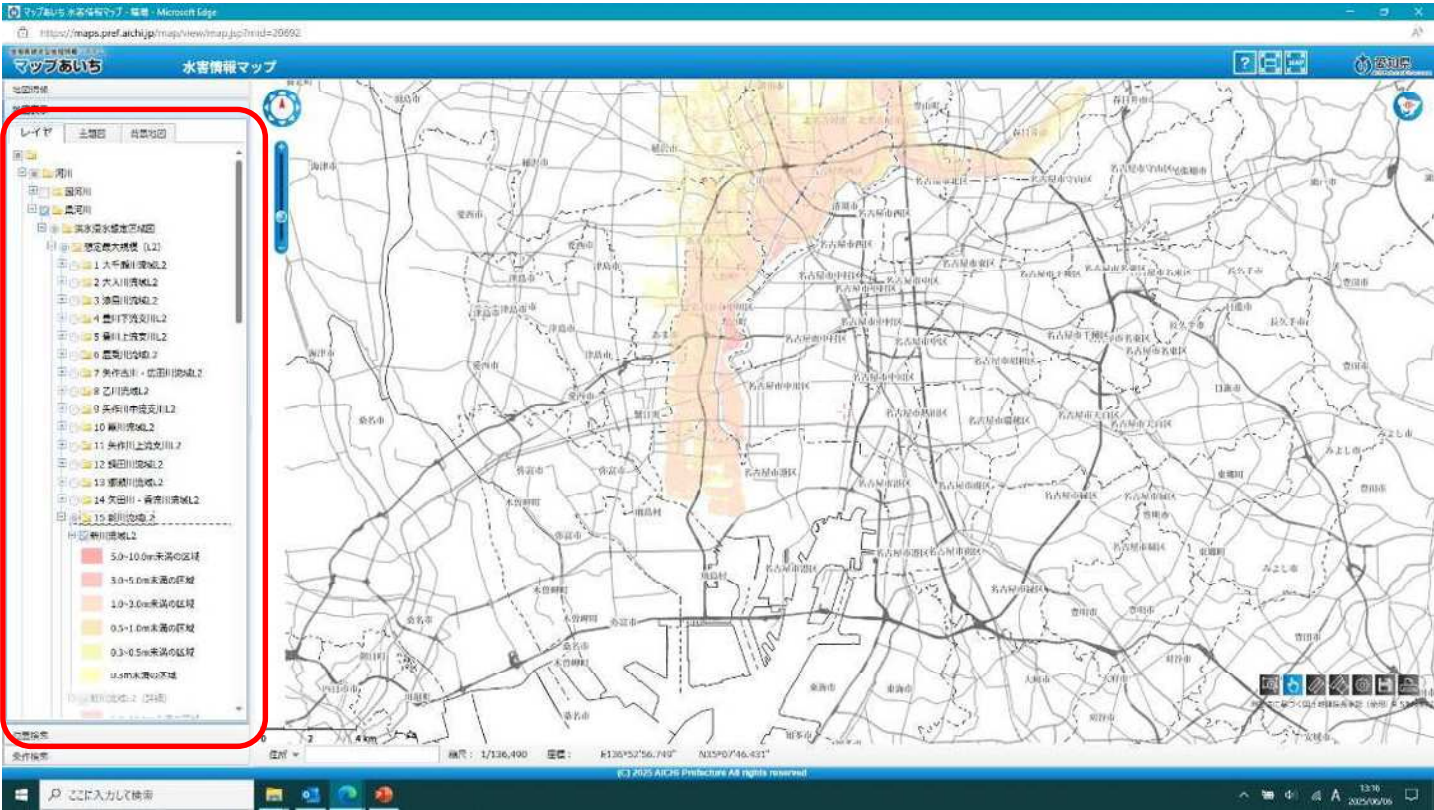
【使い方】

○地図表示

画面左（赤枠）の「地図表示」から「レイヤ」を開き、「洪水浸水想定区域図」のフォルダを展開し、見たい流域にチェックを入れると、右の図面にその流域の浸水範囲が着色されます。

○位置情報

画面左（赤枠）の「位置検索」を開き、知りたい住所を選ぶ（市区町村→大字→小字→番地→号の順に選択）
選択した住所の位置が画面右の中心に来るように地図が移動し、住所の位置が「+」マークで表示されます。



洪水浸水想定区域の確認方法 2

マップあいち「水害情報マップ」 <https://maps.pref.aichi.jp/map/view/map.jsp?mid=20692>

「水害情報マップ」を開いたとき

「同意する」を押す前に
こちらをクリックすると・・・

河川課WEBページの
「浸水想定情報」が
開きます

ID	マップ名	作成団体	作成日	ジャンル	詳細
20692	水害情報マップ	建設局河川課企画グループ	2025年 03月21日	くらし・安全	詳細
20582	Aichi Free Wi-Fi施設マ ップ	総務局総務部情報政策課地域情報 化推進グループ	2025年 03月13日	くらし・安全	詳細

浸水想定情報

ページID:0337380 掲載日:2025年3月21日更新 印刷ページ表示

浸水想定情報

洪水、津波、高潮に関する浸水想定情報

(新着)2025年3月21日 洪水浸水想定区域を57河川に指定しました

・マップあいち「水害情報マップ」で確認できる情報について

はじめにこちらをご覧ください

洪水

『マップあいち』での確認はこちら

- ・【洪水】河川(流域)一覧
- ・水害情報マップ 操作ガイド

洪水浸水想定区域

洪水浸水想定区域の確認方法 2

マップあいち「水害情報マップ」

<https://maps.pref.aichi.jp/map/view/map.jsp?mid=20692>

洪水想定情報

ページID:0337380 掲載日:2025年3月21日更新 印刷ページ表示

洪水想定情報

洪水、津波、高潮に関する洪水想定情報

(新着)2025年3月21日 洪水浸水想定区域を57河川で指定しました

・マップあいち「水害情報マップ」で確認できる情報について

はじめにこちらをご覧ください

洪水

『マップあいち』での確認はこちら

【洪水】河川(流域)一覧

水害情報マップ 操作ガイド

洪水浸水想定区域

【洪水】河川(流域)一覧

(1) 次頁からのマップ①～④で洪水浸水想定区域を知りたい流域の番号を確認します。

マップ①

マップ②

マップ③

(参考) 流域番号と流域名、関係する河川名、市町村 一覧

流域番号	流域名	マップ	河川名	関係する市町村
1	大千瀬川流域	②	大千瀬川、東濃川、新瀬川、鴨山川、河内川	東海市、設楽町
2	大入川流域	②	大入川、新字堀川、小堀川、西濃川、新瀬川	東海市、設楽町、豊橋市
3	津島川流域	②	津島川	豊橋市
4	豊川下流支川	③	新瀬川、鴨山川、神田川、富山川、三輪川、高尾寺川、江川、吉川、馬場川、新川、安川	豊橋市、豊川市
5	豊川上流支川	③	豊川、鴨川、豊田川、田中川、平利川、大入川、宇津川、新瀬川、大瀬川、亀崎川、丹波川、巴川、島田川、島崎川、新瀬川	新城市、設楽町、豊川市
6	豊川流域	③	豊川、西濃川	安城市、豊橋市
7	矢作古川・広田川流域	③	矢作古川、広田川、安濃川、安濃川、占部川、新川、新瀬川、新瀬川、新瀬川	岡崎市、豊橋市、豊橋市
8	乙川流域	③	乙川、伊賀川、山崎川、豊安寺川、新瀬川、新川、新瀬川、新瀬川、新瀬川、新瀬川	岡崎市、豊橋市、豊橋市
9	矢作川中流支川	③	新下川、新下川、新下川、新下川、新下川、新下川、新下川、新下川、新下川、新下川	岡崎市、豊橋市、新城市
10	新川流域	④	新川、水野川、伊賀川、広田川、新瀬川	豊橋市
11	矢作川上流支川	④	矢作川、新瀬川、新瀬川、新瀬川、新瀬川、新瀬川、新瀬川、新瀬川、新瀬川、新瀬川	豊橋市、設楽町
12	岡田川流域	④	岡田川、新瀬川、新瀬川	新城市
13	新瀬川流域	④	新瀬川、新瀬川	名古屋市中区、小牧市、豊橋市、北名古屋市、一宮市、大山市、江南市、稲沢市、新城市、大川町、扶桑町
14	矢作川・新瀬川流域	④	矢作川、新瀬川、新瀬川、新瀬川、新瀬川、新瀬川、新瀬川、新瀬川、新瀬川、新瀬川	名古屋市中区、新城市、新城市、新城市、新城市、新城市、新城市、新城市、新城市、新城市
15	新瀬川流域	④	新瀬川、大瀬川、新瀬川、新瀬川、新瀬川、新瀬川、新瀬川、新瀬川、新瀬川、新瀬川	名古屋市中区、小牧市、豊橋市、北名古屋市、豊山町、一宮市、江南市、稲沢市、新城市、大川町、扶桑町、新城市、新城市、新城市、新城市、新城市、新城市
16	新瀬川・新瀬川流域	④	新瀬川、新瀬川	名古屋市中区
17	八田川流域	④	八田川、新瀬川	名古屋市中区、豊田市中区、小牧市、北名古屋市、豊山町
18	新瀬川・新瀬川流域	④	新瀬川、新瀬川	名古屋市中区
19	新瀬川・新瀬川流域	④	新瀬川、新瀬川	名古屋市中区、豊田市中区
20	新瀬川・新瀬川流域	④	新瀬川、新瀬川	豊田市中区

洪水浸水想定区域の確認方法 2

マップあいち「水害情報マップ」 <https://maps.pref.aichi.jp/map/view/map.jsp?mid=20692>

水害情報マップ 操作ガイド

浸水想定情報

ページID:0337380 掲載日:2025年3月21日更新 印刷ページ表示

浸水想定情報

洪水、津波、高潮に関する浸水想定情報

(新着)2025年3月21日 洪水浸水想定区域を57河川で指定しました

・マップあいち「水害情報マップ」で確認できる情報について

 はじめにこちらをご覧ください

洪水

『マップあいち』での確認はこちら

-  【洪水】河川(流域)一覧
-  **水害情報マップ 操作ガイド**

洪水浸水想定区域

マップあいち「水害情報マップ」操作ガイド

以下の閲覧方法を説明します

- 洪水浸水想定区域図
- 浸水実績図

☆基本操作☆

画面左の「地図情報」の「レイヤ」で表示される情報「  」を選択したものが、画面右の地図上に表示されます。

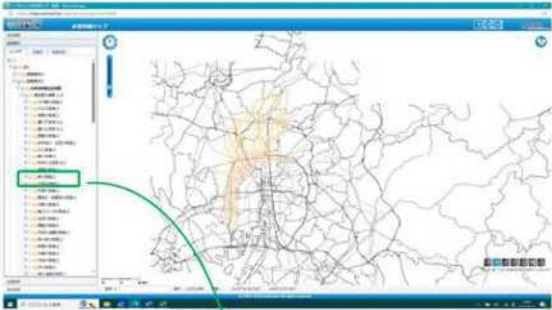
こちらのマウスをクリックして地図の縮尺を操作します

「地図情報」:「レイヤ」の「  」が閲覧できる情報。
・ をクリックするとチェックが入り、その情報に反映されます。
・ をクリックすると「」になり、フォルダの凡例が表示されます。

「位置検索」:市区町村 → 大字 → 小字 → 番地 → 地番 の順で右画面の地図を市町村名が表示される程度に縮小すると、選択した位置が地図の中心に移動します。

※縮大、縮小は、地図上でマウスのホイールボタンを前後させることで調整できます(上図参照)。

(操作例)「 15 新川流域 L2」にチェックを入れて、画面右の地図を拡大していくと新川流域に含まれる河川全部の浸水範囲が着色されます。



「 15 新川流域 L2」を展開して
「 15 新川流域 L2」にすると、
着色の凡例が表示されます。
凡例の色で浸水深さが分類されています。



- 5.0-10.0m未満の区域
- 10.0-15.0m未満の区域
- 15.0-20.0m未満の区域
- 20.0-25.0m未満の区域
- 25.0-30.0m未満の区域
- 30.0-35.0m未満の区域
- 35.0-40.0m未満の区域
- 40.0-45.0m未満の区域
- 45.0-50.0m未満の区域
- 50.0-55.0m未満の区域
- 55.0-60.0m未満の区域
- 60.0-65.0m未満の区域
- 65.0-70.0m未満の区域
- 70.0-75.0m未満の区域
- 75.0-80.0m未満の区域
- 80.0-85.0m未満の区域
- 85.0-90.0m未満の区域
- 90.0-95.0m未満の区域
- 95.0-100.0m未満の区域
- 100.0m以上の区域

1 津波災害警戒区域の確認方法について

愛知県建設局河川課公式ホームページの他に「マップあいち-津波災害情報マップ」に津波災害警戒区域の情報を掲載しています。

「マップあいち-津波災害情報マップ」(<https://maps.pref.aichi.jp/>)

津波災害情報マップでは、津波災害警戒区域を確認することができ、各種検索ツール等により、目的の場所を簡便に確認することができます。

【津波災害情報マップへのアクセス方法】
愛知県公式 HP (<https://www.pref.aichi.jp/>)
① マップあいち
⇒② くらし・安全
⇒③ 津波災害情報マップ

知事のページ
知事記者会見 (ライブ中継・録画)
オンラインシステム
施設予約
電子申請・届出
電子調達(CALS/EC)
電子調達(物品等)
マップあいち
安全情報
事業者お役立ち資料 (ダウンロード)

愛知県
Aichi Prefectural Government
第5回 奥三河 パワート
くらし・安全・環境
観光・文化・スポーツ
健康・福祉

観光PRのための魅力発信ツールを制作しました！
愛知の引力
愛知の引力
文
技術
TECHNOLOGY & TRADITION TO THE FUTURE
愛知県議会
愛知県警察
愛知県教育委員会
PM2.5 (微小粒子状物質) に関する情報
津波警報・注意報 (気象庁のウェブサイト)

http://maps3.intra.aichi/ - マップあいち - Internet Explorer
愛知県統合型地理情報システム
マップあいち
どんな地図をお探しですか？
トップ
はじめに
つかい方
FAQ
利用規約
リンク

検索
住所から検索
目標物から検索
OPEN オープンデータを利用する
問合せ
〒460-8501
愛知県振興部情報企画課
インターネット運用グループ

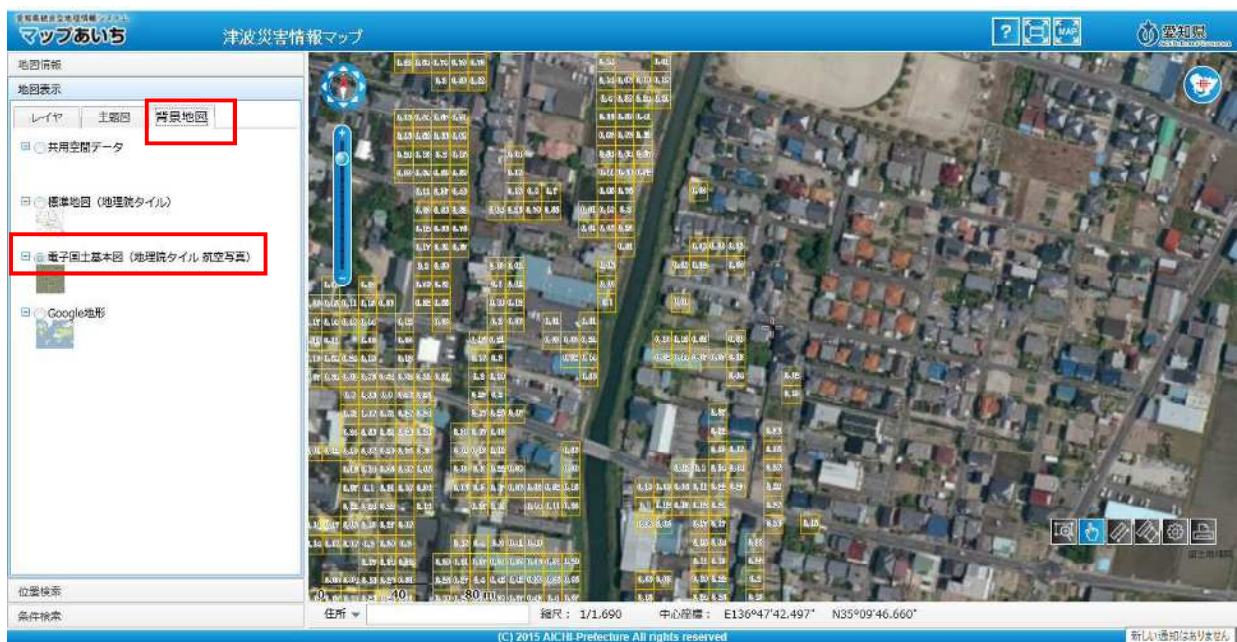
新着情報
全てのマップ
くらし・安全
環境・まちづくり
学ぶ・遊ぶ
産業・経済
県政
地域情報・他
並び替え: 日付順(新) 日付順(古) アクセス数順 評価順 検索: 検索
津波災害情報マップ
建設局河川課環境・海岸グループ
廃棄物が地下にある指定区域位置図
環境局資源循環推進課
廃棄物監視指導室指導グループ

表示例

黄色のメッシュで表示されているのが津波災害警戒区域であり、メッシュの中の数値が「基準水位」



背景地図についても、4種類(共用空間データ、標準地図、電子国土基本図、Google 地形)が選択可能



○津波災害情報マップにおける対象箇所の検索方法1（住所による検索）

津波災害警戒区域等の標準的な確認方法として、津波災害情報マップの「位置検索」機能を使用することにより、「市町村」「大字」等から対象箇所を特定することができます。



大字の一覧が表示されますので、検索対象箇所をクリックしてください。

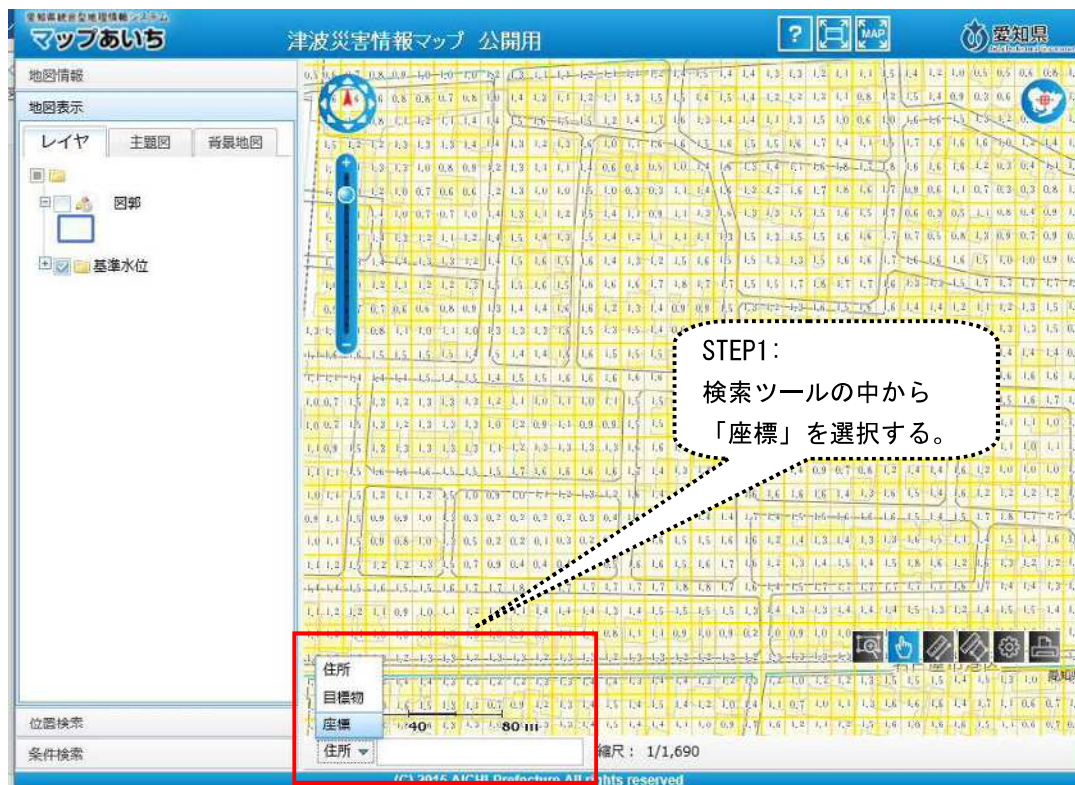


「小字」以下の住所が表示されますので、対象となる箇所を直接クリックすることにより検索対象箇所が確認できます。

検索から直接確認できない箇所については、住宅地図などを参考の上、画面を必要な範囲でスクロールさせながら、対象箇所を確認してください。

○津波災害情報マップにおける対象箇所の検索方法2（座標による検索）

津波災害情報マップのウィンドウ下部の「座標検索」機能を使用することにより、世界測地系の座標をもとに対象箇所を特定することができます。



○津波災害情報マップからの公示にかかる図書の確認

津波災害情報マップにおいて、「レイヤの図郭情報」にハッチを入れていただくと、基準水位のあるメッシュのエリアをクリックした際にポップアップ画面が出現します。そこにある「公示図書(外部リンク)」をクリックしていただきますと公示にかかる図書がダウンロードできるようになります。

最終的な区域の確認については、あくまでも「津波災害警戒区域の指定の公示にかかる図書」により確認することとなりますので、必要に応じてご活用下さい。

STEP1:
図郭にハッチを入れる。

STEP2:
図郭のレイヤが表示され、青線が入る。

STEP3:
メッシュまたは図郭の範囲を選択するとポップアップ画面が立ち上がる。

STEP4:
公示図面（外部リンク）リンク部をクリックすると別ウィンドウが立ち上がる。

津波防災地域づくりに関する法律に基づく避難確保計画の作成について

愛知県では、2019（令和元）年7月30日に、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波災害警戒区域の指定を行いました。

津波災害警戒区域とは

最大クラスの津波※が発生した場合でも、「何としても命を守る」ため、津波から「逃げる」ことができるよう、警戒避難体制などのソフト対策を強化する区域です

＜最大クラスの津波＞
発生頻度（千年またはそれ以上）は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波

- 津波災害警戒区域の公示図書は、お住まいの市町村の窓口で閲覧できます
※愛知県ホームページに公示図書を掲載します（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/>）
「マップあいち」でも閲覧できます（<https://maps.pref.aichi.jp/>）
- 最新のハザードマップなどにより、津波の浸水範囲、浸水深さ、避難場所等についてご確認ください
※詳しくは市町村の防災担当課にお問い合わせください

避難確保計画の作成について

都道府県知事

津波災害警戒区域を指定

愛知県では令和元年7月30日に、26市町村内を指定 ※
（名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、大府市、知多市、高浜市、田原市、愛西市、弥富市、あま市、蟹江町、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、飛島村）

※令和8年6月15日に津波浸水想定（見直し）を公表。
令和8年度内に津波災害警戒区域の見直しについて指定・公示予定。

市町村長

津波災害警戒区域内の地下街等、要配慮者利用施設の名称と所在地を、市町村地域防災計画に定める。

事業者

- 避難確保計画の作成、公表
 - ・防災体制に関する事項
 - ・利用者の避難の誘導に関する事項
 - ・避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- 作成した計画は、市町村長に報告

避難確保計画作成の手引き

- 地下街等
- 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）

支援

事業者の皆さまへのお願い

犯罪等の被害に遭われた 従業員の方への 理解と支援について

犯罪等の被害に遭うと・・・

- 📖 心身の不調などから、仕事上で小さなミスが増えたり、能率が下がる。
- 📖 治療のための通院や捜査、裁判手続のために欠勤が増える。
- 📖 会社に迷惑をかけているとの思いからストレスが生じる。

こうしたことから、

仕事を続けたくても辞めざるを得ない状況になることも少なくありません。

犯罪等の被害に遭われた従業員の方が
仕事を続けられるようにするためには、
職場の配慮や支援が必要です。

－犯罪等とは－

「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」で、犯罪の構成要件に該当する行為だけでなく、犯罪の構成要件を満たしていないDVや児童虐待、ストーカーなどの、犯罪に準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為も「犯罪等」に含まれます（交通事故・事件も含まれます）。



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュットちゃん」

犯罪等の被害に遭われた従業員の方が仕事を続けられるように
するため、職場環境の整備について、考えてみましょう。

具体的な取組例

● 勤務変更や勤務調整

犯罪等の被害に遭われた方の希望に応じた部署への異動や仕事内容の変更、時短勤務の活用などについて、検討・調整を図る。

● 既存の特別な休暇制度の活用

既に病気休暇や裁判員休暇等の特別な休暇制度を導入されている場合、その制度の対象に犯罪被害者等を含めることを就業規則等で明示する。

休暇制度の対象に犯罪被害者等が明記されていない場合も、犯罪被害者等となった従業員は休暇の取得が可能であることを周知すると、従業員に安心感を与えることができます。

● 「犯罪被害者等休暇制度」の創設

どのような被害を休暇制度の対象に含めるのか、休暇の付与日数を何日にするのかなどを検討し、犯罪等の被害に遭われた方に特化した特別休暇制度を設ける。

● 従業員に対する理解の促進

日頃から、社内広報等で、犯罪等の被害に遭われた方の置かれている状況や支援の必要性について従業員へ周知を行うほか、研修を実施する。

犯罪等の被害に遭われた方は、周囲の理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷などに悩まされることがあります。

こうした二次被害を生じさせないために十分な配慮をいただくようお願いします。

愛知県では、愛知県犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等向けの相談窓口を設置するとともに、各種支援制度や、県民への理解促進のための広報啓発活動を実施しています。

【愛知県犯罪被害者等のための総合的対応窓口】

052-954-7545 相談時間：午前9時～午後5時15分
月～金（祝休日・年末年始は除く）



愛知県の支援施策は
こちらからご覧ください。

～愛知県犯罪被害者等支援条例（2022年4月1日施行）～ 第6条 事業者の責務

- ・ 犯罪被害者等が置かれている状況・支援の必要性の理解
- ・ 二次被害への配慮
- ・ 雇用する犯罪被害者等の就業への配慮
- ・ 愛知県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策への協力



条例の全文はこちらから
ご覧ください。

《お問合せ先》

愛知県防災安全局県民安全課安全なまちづくりグループ

TEL 052-954-6176

E-mail kenmin-anzen@pref.aichi.lg.jp